別表第五から別表第九までを次のように改める。

別表第５（第15条関係）

第１　対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル回線収容ルータ間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
メタル回線収容装置等（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	メタル回線収容装置	収容局に設置するもの（アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。）
	メタル回線収容装置用レイヤ２スイッチ（以下「メタル回線収容装置用Ｌ２ＳＷ」という。）	収容局に設置するもの
	消防警察トランク	収容局に設置するもの
	警察消防用回線集約装置	収容局に設置するもの
メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	き線点遠隔収容装置	アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
	アナログ局内回線収容部	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの